

山梨県公報

第七百四十九号

平成十九年

四月二日

月 曜 日

目次

結核予防法に基づく指定医療機関の廃止	二五五
結核予防法に基づく医療機関の指定	二五五
保安林の指定施設要件の変更予定	二五五
公告	
落札者等の決定について	二五五
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	二五六
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	二五六
公安委員会	
警備員指導教育責任者講習の実施について	二五六
技能検定員等審査の実施	二五八

告示

山梨県告示第百五十一号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。
 平成十九年四月二日

山梨県知事 横内正明

名称	所在地
ウエルシア薬局ナカヤ石和店	笛吹市石和町井戸七十二番地
タカムラ薬局	南都留郡山中湖村山中五十番地乙

山梨県告示第百五十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成十九年四月二日

山梨県知事 横内正明

名称	所在地
ウエルシア薬局ナカヤ石和店	笛吹市石和町井戸七十二番地
株式会社タカムラ薬局	南都留郡山中湖村山中五十番地乙

山梨県告示第百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。
 平成十九年四月二日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
 南巨摩郡南部町(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
 水源のかん養
- 三 変更後の指定施設要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公告

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十九年四月二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量
山梨県新財務会計システム用サーバ機器等（第四期） 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十九年二月二十六日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 随意契約に係る契約金額
月額 一万二千七百九十九円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第八号に該当

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 申請のあった年月日 平成十九年三月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 健康の駅やまなし
 - 2 代表者の氏名 五十嵐有子
 - 3 主たる事務所の所在地 南アルプス市飯野三千四百五十六番地一号
 - 4 定款に記載された目的

当法人は、山梨において、安全・安心・信頼の社会づくりを目指して、健康をテーマにした地域のサロン、交流拠点施設「健康の駅」という。）の運営を中心に、保健・医療・福祉・環境・文化等の各分野にわたっての安全性・安心感・信頼感を与える情報及び技術の提供並びに相談にかかる事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年三月十六日から同年五月十五日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十九年四月二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町飯喰字村西一二八九の一、一二八九の五、一二八九の六及び一二八九の七の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町飯喰千二百八十九番地六 株式会社甲斐フーズ 代表取締役 佐々木茂

公安委員会

● 警備員指導教育責任者講習の実施について

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成十七年国家公安委員会規則第十八号）附則第二条に基づく警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成十九年四月二日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

一 講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

1 区分及び実施日時

(一) 法第二条第一項第一号に規定する警備業務

ア 平成十九年六月二十一日(木)から同月二十六日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで。ただし、二十六日は午前九時から午後三時までとする。

イ 平成十九年七月二十六日(木)から同月三十一日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで。ただし、三十一日は午前九時から午後三時までとする。

(二) 法第二条第一項第二号に規定する警備業務

ア 平成十九年五月八日(火)及び同月九日(水)の午前八時三十分から午後五時まで

イ 平成十九年六月五日(火)及び同月六日(水)の午前八時三十分から午後五時まで

(三) 法第二条第一項第三号に規定する警備業務

平成十九年五月十六日(水)及び同月十七日(木)までの午前八時三十分から午後五時まで

2 実施場所

甲府市宝二丁目二番二〇号山梨県農業共済会館二階研修室

二 受講定員

各三十人

三 受講対象者

警備業務の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)による改正前の法第十条の三第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者

四 受講手続

1 事前申込手続

(一) 事前申込みの方法

受講を希望する者は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話〇五五 二二七 七八三〇)あてに事前に申込みを行い、受理番号を取得すること(電話一本につき一人の受付とし、受理専用電話以外での受付は行わない。)

(二) 事前申込受付期間

次に掲げる警備業務の区分ごとに行う。

なお、先着順に受け付け、事前申込受付期間内であっても、申込人員が定員に達した場合は、受付を締め切る。

ア 一(一)アの法第二条第一項第一号に規定する警備業務

平成十九年六月四日(月)及び同月五日(火)の午前九時から午後五時まで

イ 一(一)イの法第二条第一項第一号に規定する警備業務

平成十九年七月九日(月)及び同月十日(火)の午前九時から午後五時まで

ウ 一(一)アの法第二条第一項第二号に規定する警備業務

平成十九年四月十二日(木)及び同月十三日(金)の午前九時から午後五時まで

エ 一(一)イの法第二条第一項第二号に規定する警備業務

平成十九年五月十四日(月)及び同月十五日(火)の午前九時から午後五時まで

オ 一(一)イの法第二条第一項第三号に規定する警備業務

平成十九年四月十六日(月)及び同月十七日(火)の午前九時から午後五時まで

エ 一(一)イの法第二条第一項第二号に規定する警備業務

平成十九年四月十四日(月)及び同月十五日(火)の午前九時から午後五時まで

エ 一(一)イの法第二条第一項第二号に規定する警備業務

平成十九年四月十六日(月)及び同月十七日(火)の午前九時から午後五時まで

エ 一(一)イの法第二条第一項第二号に規定する警備業務

平成十九年四月十四日(月)及び同月十五日(火)の午前九時から午後五時まで

2 受講申込手続

1の事前申込手続を行い、受理番号を取得した者は、次により受講の申込みを行うこと。

(一) 受講申込受付期間

ア 一(一)アの法第二条第一項第一号に規定する警備業務

平成十九年六月六日(水)から同月八日(金)までの午前九時から午後五時まで

イ 一(一)イの法第二条第一項第一号に規定する警備業務

平成十九年七月十一日(水)から同月十三日(金)までの午前九時から午後五時まで

ウ 一(一)アの法第二条第一項第二号に規定する警備業務

平成十九年四月十八日(水)から同月二十日(金)までの午前九時から午後五時まで

エ 一(一)イの法第二条第一項第二号に規定する警備業務

平成十九年五月十六日(水)から同月十八日(金)までの午前九時から午後五時まで

オ 一(三)の法第二条第一項第三号に規定する警備業務

平成十九年四月十八日(水)から同月二十日(金)までの午前九時から午後五時まで

(二) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 一通

イ 写真(申込前六か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 一枚

ウ 旧資格者証の写し

エ 代理人が受講申込書を提出する場合は、本人からの委任状

(三) 受講手数料

次に掲げる警備業務の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に、山梨県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

ア 法第二条第一項第一号に規定する警備業務 二万三千元

イ 法第二条第一項第二号に規定する警備業務 一万四千元

ウ 法第二条第一項第三号に規定する警備業務 一万四千元

(四) 受講申込書等の提出先

(二)に掲げる書類を申込人の住所地を管轄する警察署(他の都道府県の区域内に住所を有する者については、甲府警察署)に提出し、受理番号を申告すること。ただし、郵送による申込みは受け付けない。

五 講習の委託

講習は、社団法人山梨県警備業協会(所在地 甲府市宝一丁目二番二〇号)に委託して行う。

六 修了証明書の交付

講習最終日に筆記の方法により修了考査を行い、合格者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

七 その他

1 講習初日は、次に掲げる警備業務の区分に応じ、それぞれ次に定める時間に受付を済ませること。

(一) 法第二条第一項第一号に規定する警備業務 午前八時三十分から午前八時五十分まで

(二) 法第二条第一項第二号に規定する警備業務 午前八時から午前八時二十分まで

(三) 法第二条第一項第三号に規定する警備業務 午前八時から午前八時二十分まで

2 受講者は受講に当たり、筆記用具を持参すること。

3 講習についての質疑は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇五五二三五 二二二一内線三〇二二)に問い合わせること。

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。)第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施する。

平成十九年四月二日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田美枝

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型、大特、大自二、普通二及びけん引自動車運転免許(以下「特定第一種運転免許」という。)、普通自動車運転免許(以下「普通自動車免許」という。)並びに大型及び普通自動車第二種運転免許(以下「大型自動車第二種免許等」という。)に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

特定第一種運転免許、普通自動車免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成十九年五月七日(月)、五月九日(水)及び五月十一日(金)の午前九時から午後四時まで

2 審査場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成十九年四月九日(月)から平成十九年四月二十三日(月)まで

2 場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 特定第一種運転免許
一万四千七百五十円

(二) 普通自動車免許
二万五百円

(三) 大型自動車第二種免許等
二万二千五百円

2 教習指導員審査

(一) 特定第一種運転免許
九千八百五十円

(二) 普通自動車免許
一万二千五百円

(三) 大型自動車第二種免許等
一万二千五百円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。
六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し申請すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番